

第4検討部会 会議録

会議の名称	第12回 第4検討部会
開催日時	平成20年1月16日(水)午後18時36分から21時10分
開催場所	川口市職員会館 講座室A
出席者	(部会長) 三宅副委員長 (委員) 碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・運営調整部会のあり方について ・自治基本条例のあり方について
会議資料	・運営調整部会のあり方について 第4部会(案)
発言内容	<p>自治基本条例のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、市民参加や環境といったこれまでの個別のテーマの検討から、どのような項目を自治基本条例に盛り込むかについて議論をしたい。(部会長) ・第2回策定委員会(全体会)での第1検討部会の金井部会長の講演では、自治基本条例の要素として、市民の権利の保障、権力者への統制、中長期的な視座が示された。それらを日本国憲法に当てはめるならば、それぞれは国民の権利・義務、三権分立、そして平和主義に対応しているのではないかと思われる。 ・こうした視点から鑑みると、川口市の自治基本条例は、市民主権の原則、参加の権利・情報を受ける権利などの市民参加・情報共有を前提とした行政運営の原則、そして中長期的な川口市のビジョンなどが、条例の内容として盛り込まれるべきだと考えられる。 ・そして、条例の制定過程には、なるべく多くの市民との交流(関わり)が必要だと思っており、こうした過程を通じて、市民と行政が自治の重要性や対等・平等の関係、さらには協働の意義について、お互いに確認できればと思っている。 ・また、環境に対する市民の責務を明記する必要があると思う。 ・何のために条例を策定するのが重要であるが、その基本には議会や市政の透明性の確保は当然にあるものとして、どのようにすれば市民が参画しやすくなるのかなどの環境の整備が課題ではないかと思っている。

- ・現在のところ、市民と行政の関係は、行政は形として市民に参加を求めている、一方で市民は市政に関する情報が入ってこないというような、なかなか接点が見つからない状況にあると思われる。
 - ・従って、自治基本条例では、行政には市民参加を強く意識することの必要性を、市民には“我関せず”ではなく積極的に市政に関心を持つように、能動的に示すべきである。
 - ・川口市には、既に様々な制度や条例が整備されているので、自治基本条例の必要性をしっかりと議論し、まちづくりの基本ルールとなる条例にするべきである。
-
- ・総合計画では、川口市の将来都市像を「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」と定めているがこれをどうみるか、また、将来都市像と現実とのギャップは何か、というアプローチで考えた。
 - ・現実の川口には、東京のベットタウン化による市政に無関心な川口都民の増加、狭隘な道路、住工混在の住環境、木造家屋密集地域の災害時の危険性、商店街が退潮、地場産業の衰退、町内会等未加入者（川口都民）の情報貧民化、変革期を迎えている町内会組織、といった様々な課題がある。
 - ・自治基本条例は、将来都市像と現実とのギャップを埋める役割を持たせるべきである。
 - ・また、第4検討部会のテーマである条例と市民の関わりの側面から考えると、無関心な市民にどのように関心を持ってもらうかが課題であり、市民が川口市に目を向けるための条件づくりを条例の中でいかに実現するか、また、市役所に滅多にこない市民や小中学生の子供でも無理なく読み通せる条例について考えることが重要であり、我々のテーマである。
-
- ・まちづくりは“人づくり”と“ものづくり”が主なものだと思っている。人づくりでは教育と健康が重要であるが、特に教育に関しては、世界的にも日本の（子どもの）学力が落ちているようだ。日本人は、つまずくと自信を失うという特色を持った人種であり、経済的に優位であった日本が中国やインドなどに比べて見栄えがしなくなると、極端に自信を失うといった傾向が見受けられる。
 - ・私は、教育が一番大切であると考えているが、昨今の教師のレベルの低下が問題視されており、特に自信のない先生が増えている点が気になっている。こうした問題に重点を置いた条例が必要ではないか。

- ・また、高齢者については、技能や経験を社会に還元できる仕組みが必要だと考えている。
 - ・ものづくりの側面では、かつて鑄物のまちとして栄えた川口が、現在では、鑄物工場を探すのが大変なほどマンションが増えており、鑄物自体を知らない人も多くなっている。川口の特色をどこに見出すのか、それを条例に盛り込むことができるのかどうかと思っている。
 - ・さらに、安心安全については、増え続けるマンションは防災の分野で未知の領域である。電気・水道が止まり、エレベーターが動かないマンションでの被災者、特に高齢者への対応をどうするかなど未解決の課題が多い。災害時には、マンション難民が発生してしまうとの指摘もあり、さらに建物の不燃化や水害などへの対策も必要である。
 - ・他にも、健全な財政を確保や、保育園と幼稚園の一元化などの課題にも柔軟に対処していく必要があるだろう。
-
- ・市民参加に関する規定について、ニセコなどの条例をみると、前文のなかに市民参加がたくさん出てくる。また、市民の権利として市民参加を謳うところと、行政が努力目標として市民参加を促すものと、両方があると思った。
 - ・そして、それらの規定のほとんどが抽象的な書き方をしている。具体的に市民参加を位置付けている条文を確認したところでは、住民投票が具体的な方法として示されており、また、川崎市ではパブリックコメントを取り上げている。川口市においてもこれらを取り上げてほしいのではと思っている。
 - ・また、参加しないことによって不利益を被らないという条文を持つ自治体もあり、参加しないことも1つの権利として捉えているが、こうした規定は重要だと考えられる。
 - ・さらに、ものづくりという視点は是非とも入れたいと思っている。工場は少なくなってきたが、歴史的にもものづくりで支えられた“まち”なので、市のアイデンティティとしてもものづくりの観点を条例に盛り込みたいと思っている。
-
- ・自治基本条例は「自治体の憲法」と言われているが、条例によって川口をどう変えていくかが課題だと思っている。
 - ・私見としては、地球レベルで環境が悪化しており“環境保護の観点から市としては経済発展を望まない”と規定したいと思っている。
 - ・市民参加については、一時的にPIやパブリックコメントを行うよりも、

例えば、最低でも“市の人口の1割5万人の意見を以って川口の意見とする”ということに参加の定義としてはどうかと考えている。具体的な手法としてはアンケートなどである。

- ・環境問題については、積極的な環境政策として、緑を増やす、河川を浄化する、開発は行わない、有料化も視野に入れたゴミの減量化などの政策が必要だと思っている。
- ・平和問題については、市は「平和都市宣言」をしているが、現在ではお飾りでしかない状態である。積極的に条例に盛り込んでいきたい。
- ・協働とまちづくりについては、まちづくりを積極的に進められるよう、町会や市民団体などとの協働を定義したいと思っている。
- ・さらに、自治基本条例は承認されて（制定して）終わるのではなく、市民委員会などを組織して市政運営を補佐することが必要だと思っている。

- ・市内のとある公園の管理運営委員会に参加した。この公園は遊水池機能を備えているが、通常は出入りができるので、犬の散歩やスポーツができるようになっている。しかし、夏場になると若者が花火をやるなど、騒音やゴミなどの問題も発生している。仮設トイレに花火をつっこんで帰る人もいるようだ。
- ・委員会では市役所に解決を求める意見が多かったが、こうした地域の問題は市役所だけに任せるのではなく、市民が自分たちで何ができるのかを考えることが必要ではないかと思っている。例えば、トイレも町会で管理をするなど、市民ができることも多いのではないか。
- ・また、川口市でもパブリックコメントを行っているが、実際にどのような反応があったのか、具体例を挙げてケーススタディすることも有益だと思っている。

- ・市民と条例との関わりについて、自分の町には関係ない、自治基本条例がなくても市は動く、と思っている市民が多いのではないか。市長はことあるごとに自治基本条例について言及しているようだが、そういうことは興味がある人だけが関わればいい、という発言を実際に聞いたことがある。
- ・公共の福祉の増進、地域の発展と環境の保全に配慮しつつ、条例に何を盛り込むべきかを考えた場合、これまでの議論から、経済についてはシャッター商店街にならないまちづくりが、環境についてはゴミのリサイクルが、市民参加については自分のことから行うことの必要性

が、防災では隣近所の協力関係が不可欠なことなどが課題として浮き彫りになっている。

- ・私見としては、やはり市民が町会活動に興味をもって参加することが大変重要なことだと思っている。
- ・市民の参加を考えたとき、「市民が」ということをどこまで取り入れられるかが重要だと思っている。そして、委員会等の委員の公募を行うには、市民が興味を持って参加できるようなプログラムを用意できるかが大切なところである。
- ・また、先日マンションの災害についてのイベントを行ったとき、市の災害対策室にも協力を得たが、その時の話では、災害時には行政は（すぐに）助けに行けないとのことであり、消防車や救急車も行けないときには、隣近所との関係（人）が重要であるとのことで見解が一致した。従って、隣近所との関係（人）をどのようにして構築していくかが重要な課題である。
- ・さらに、災害時には行政に完全に頼ることができないなど、行政はできることとできないことを市民にはっきりと示すべきである。（知らない市民も準備ができない。）
- ・条例を作るスタンスとしては、20年、30年後の川口に条例の効果を期待するとしてはどうか。今できないことも、将来は可能になっているかもしれない。
- ・教育については、今の教育制度でいいのかが疑問である。将来を担う子どもを育てるためには、どのような仕組みが必要なのかを議論する必要があり、重要なことだと思っている。
- ・条例は、川口の将来を見据えて、保守的に作らないことを提案したい。

この議論にあたって、2名の委員からそれぞれの発言を補足するメモが配布された。

- ・碓 委員 「これまでの検討によせて」
- ・塀和委員 「自治基本条例策定にあたり必要な事項」

市民参加の意義に関するディスカッション

- ・これまでの議論で、委員の皆さんは市民参加に関心を持っているということが分かった。他にも、町会、ものづくりなどの川口市のアイデンティティへの言及が多かった。

- ・それでは、市民参加は「なぜ必要なのか」について改めて確認したい。
(部会長)
- ・何か問題が起こったときに行政に頼りがちな人がまだまだ多いなかで、自分たちで解決しようとする人たちも出てきていると思う。
- ・行政の仕事は増えている反面、対応できる範囲にも限界があるので、今後は、地域の問題として自分たちで解決するといった姿勢が必要になってくるのではないかと。そのため、市民参加が必要だと思っている。
- ・行政の仕事を町会が下請的にしているのではないかと問題提起を前回した。では、市民参加とは、行政が処理できない問題を(町会等も含めて)市民が引き受けることなのか。そうであれば、この内容を自治基本条例の市民参加の手続きとして定めるということになるかどうか。
(部会長)
- ・大きな政府(何もかも行政が行う)、小さな政府(市民にもやってもらうことがある)という考え方がある。川口市は特に問題がないように見えるが、特別会計などを含めると、財政状況が悪い点は国と大して変わらない。そのため、行政は、小さな政府がどうしても必要だと考えており、市民に何かして欲しいから、建前での市民参加(町会)を促している。
- ・しかし、町会を市民参加という美しい言葉で飾ろうとしても、加入率が低下している現状などを鑑みると、市民参加にはほど遠い存在ではないだろうか。
- ・また、納税に対する行政サービスに満足感を抱いていない市民に、どうやって市民参加を呼びかけていくべきか。
- ・地域に住んでいる人たちの構成を考えるならば、旧住民の地域はこれまでの町会でいいとして、新旧住民の混在地域あるいは新住民のみ(例えばマンションなど)の地域には別の仕組みが必要であると考えている。
- ・市民参加といいながら便利に使うために、行政の仕事への動員をかけているだけでないか、という一つの見方がある。また、町会に入るかどうか、町会活動に参加するかどうかは個人の勝手であり、市は町会の加入率などに関与するべきではない(=市は市民参加に介入すべきではない)という見方もあるだろう。では、改めて、なぜ市民参加が必要なのか。(部会長)

- ・「市民の意識が変わらなければいけない」これを訴えかけていくのが自治基本条例の役割ではないかと考えている。そして、意識改革を促す手法として市民参加が位置付くと思っている。
 - ・行政は、市民参加の方法としてPIなどの手法を提示しているが、参加するのは50万人の人口に対して、せいぜい数十、数百人程度のかかなり限定された数（少数）であろう。
 - ・私は、市民の1割くらいが本気で参加するのであれば、何かしら変わるのではないかと考えている。
-
- ・「市民参加」を誰が言い出したのか分からないが、現在実行中の施策（各種事業等）について、行政は本気で市民参加を望んでいない。しかし、これから実行するものについては、予算が獲得しやすくなるなどの利点があるため、市民に口を出してもらいたいのではないか。
 - ・また、市民参加の例としてパブリックコメントが挙げられるが、この制度を知っている人は少ないのではないか。さらに、これまでに行われた川口市のパブリックコメントには一部のマニアックな人しか参加していないのではないかと考えている。本当の意味でのパブリックコメントになっているかが疑問である。
 - ・さらに、市民参加によって行政を冷や冷やさせることが、規律の維持に繋がるものと思っている。
-
- ・では、行政を冷や冷やさせるために市民参加があるのか。（部会長）
-
- ・市民が参加しても主体はあくまで行政であるため、そこまでは言えないだろう。ただし、市民参加によって行政の思い通りにいかないこと（暴走）も出てくるため、どこまで許容できるかが大事なところである。
 - ・また、市民が暴走しないための参加プログラム（市民が行政の仕組みを理解できるような）をどこまで用意できるかが課題である。
-
- ・市民が暴走しないようにするためには、市民参加よりも経営や行政運営の専門家がいればいいのではと思うがどうか。（部会長）
-
- ・市民も同様であるが、専門家の考えが必ずしもその地域に当てはまるとは限らない。
-
- ・行政は市民参加や協働といったことが無視できない状況になってきてい

るが、市民は行政の思惑通りではなく自分の思いで動くものである。これらをコントロールするのが自治基本条例だと思っている。

- ・ それでは、市民を秩序だたせるために条例で市民参加の手続きをつくるということか。(部会長)
- ・ 実際、そんな風潮があるような気がする。しかし、それは形だけであって本当の市民参加とは言えないだろう。
- ・ では、市民が思う市民参加とは何か。市民にとっての自治基本条例とはいったい何か。(部会長)
- ・ 公(パブリック)と私(プライベート)という概念がある。私の分野については公に関与される必要はなく、地域社会における私もまた同様である。しかし、公には権力的な作用があり、利害関係に反することを決めるかもしれない。このとき、自分たち(私)の利益を反映させるため(守るため)に、市民参加の手続きを定める必要があると思っている。
- ・ また、無関心な人(市民)が多いという話が出ているが、市民は市に信託しているので、関係がうまくいっている場合は別に何も言う必要がない、投票に行かない(市政に参加しない)のも権利であるとの見方がある。しかし、何か問題が発生した場合に、きちんとものが言える仕組みが必要であり、そのために市民参加の手続きが必要だと思っている。
- ・ 市民参加の役割としては、(組織が大きくなると)生活者の視点(市民の目線)と行政との間でずれが生じることもあるので、これを修正することではないだろうか。
- ・ また、市民のニーズに対して、縦割りで行政が対応できないといったことのないようにするのも市民参加の役割だと思っている。
- ・ 条例によって、こうした市民参加に関する対応に一定のルールを持たせることが重要だと思っている。
- ・ 自分の生活あるいは利益に関係することについて、市民参加の手続きが必要であるというのは理解できた。しかし、自分に関係のないところでの必要性はどうか。(部会長)
- ・ 行政と市民が考えている“市民参加”の捉え方が違うというのは、間違

っていると思う。市民参加とは、“行政と市民がお互いに自分たちのまちであることを自覚し、自分たちがまちをつくっていく”ということだと思っている。

- ・市民と行政が考えている市民参加は、かなり違うということを意識する必要がある。
- ・市民は税金を納めて市に信託しているのだから、市民からすれば、行政が全部やってくれるのであれば市民参加は必要ないと考えている。
- ・また、市民は納税の対価として、さらなるサービスを行政に求めているのではないだろうか。
- ・一方で、行政が市民参加を求めているのは、何らかの理由があるに違いないと考えられる。
- ・つまり、あれもこれも全部やってくれという市民の思いと、行政が求めている市民参加とのギャップを十分理解する必要がある。

- ・市民参加の意味は、今回の取り組みでいえば、自治基本条例の策定を多くの市民に知ってもらうことだと思っている。条例を周知するだけなら市民の1割5万人というのは、それほど難しくないだろう。

- ・5万人への周知（アンケート）には費用がかかるだろうが、ハード面の整備からすればたいした額ではない。自治基本条例を市民のものとするためには、市民1人1人を説得して、意識を変えていくくらいの覚悟が必要だと思っている。

- ・自治基本条例の必要性を市民1人1人が理解してくれるようになればいいと思っている。町会は今でも市の重要な役割を担った組織であるため、町会から呼びかけるのも有効な手段ではないかと思う。

- ・現段階では、アンケートを実施することよりも、アンケートは誰がつくるのか、どういう内容にするのか、取り方（肯定的か否定的か、市民の目線か行政の目線かというスタンス）はどうするのかといった課題を解決するほうが重要である。

- ・行政が望む市民参加とは、「市にはできないことがあるから、皆さん手を貸してもらえませんか。」というものであろう。
- ・しかし、もっと大きな市民参加は、行政の進む方向が住民の望む方向と

違う場合に行うことができる住民投票ではないだろうか。

- ・行政と市民のミッションが合えば、行政ができないことを市民と一緒にやるという市民参加は、双方の利害関係が一致したものと許容できるものと考えられる。
- ・例えば、破産した自治体では、市政に参加する市民も真剣である。
- ・夕張市では退職した職員が続出した。市民参加により行政を立て直す方法もあるが、市民はその地域から離れるということも選択肢として持っていると思うがどうか。(部会長)
- ・夕張市の場合、過去の市長が財政状況の悪さを隠していたようだ。自治基本条例による情報公開と市民参加があれば、このような事態は防げるものと確信している。
- ・もう一度聞くが、市民参加ってなんだろうか。(部会長)
- ・住民は地元で“気持ちよく住みたい”と思うのが自然である。(様々な事情で他の地域に移れない人もいる。)
- ・市民参加は、自分が気持ちよく地域で住むために何ができるか、という動機で行われる。そのため、市民参加を促進するためには、まずは川口で気持ちよく住みたいと思ってもらう必要がある。
- ・ただし、良好な住環境を重視する人、近隣とのコミュニケーションを重視する人など、ライフスタイルによって多種多様、千差万別のニーズに対して、どのように対応するかが課題である。
- ・指摘のとおり、自分の利益に関わるから市民参加するというのは分かる。だが、これだと市政のなかでも、自分に関係する部分だけ参加すればよいこととなり、市政全般に口を出す必要はないのではないか。
- ・市民が自分のことのように川口市のことを考えないと、下請的でない主体的な参加はないと思われる。自分の“まち”だから自分が参加しなければという発想が重要であり、「川口は自分の“まち”なんだ。」と思わせることが重要だと思っている。市民に「川口は自分の精神の一部なんだ。」と思わせることが市民参加の出発点ではないかと思う。(部会長)

- ・基本的にはその考え方は正しいと思うが、愛国心の押しつけのようなものにならないか危惧するところである。
- ・今回のことに関して言えば、市民が条例を策定する過程で参加することが川口市への関心と捉えるならば、多くの市民の関わりが関心の高さを示すことになるので、こうしたプロセスは大変重要であると思っている。
- ・住民は定住しようとして、その地域をよくするために市政に参加をすることもかもしれない。
- ・また、転勤などでたまたま来る人もいるが、実はこういう人たちがあの地域はよかったと思えるようなまちでは、市民参加が盛んなのではないだろうか。
- ・基本的に住民には、行政サービスを比較して“まち”を選べるという選択の自由があるので、都市間の競争の中でいいまちが生まれることが期待される。

運営調整部会のあり方に関する検討部会の意見のとりまとめ

- ・堀和委員、吉澤委員、碓委員の3人が調整部会のあり方について、これまでの議論を「運営調整部会のあり方について 第4部会(案)」としてまとめてくれたので、これをたたき台にして運営調整部会に報告する内容を確認したい。(部会長)
- ・「運営調整部会での議題」のなかに、市民参加を検討する専門部会の設置についての提案があるが、第4検討部会のテーマである「市民と条例の関わり」を考えると、市民参加は重要なテーマであり現在検討しているところである。従って、我々が検討しているにも関わらず、専門部会を設けて検討するという案には賛成できない。
- ・それでは、専門部会の設置について意見があったとし、具体的な任務については削除するという方針にしたいがどうか。

一同異議なし

- ・運営調整部会の役割と副会長の選出についても3人でまとめてほしい。そして、次回の部会で再度議論し、最終的には運営調整部会に提出する

	<p>形にまとめてもらいたい。もちろん、無理に部会として1つの見解にする必要はないと思っている。意見がまとまらなかったら、こうした意見があったと紹介していきたい。(部会長)</p> <p>一同異議なし</p> <p>2月の部会日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月13日(水)と2月28日(木)、いずれも18時30分からとする。 <p>次回のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例における市民参加の必要性やそのあり方、さらに具体的な手法としての住民投票条例を研究し議論する。 <p>次々回のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の観点から議会に関する説明を受け、議論する。
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> ・次回は1月30日(水)18時30分～ ・次々回は2月13日(水)18時30分～